学校法人桜美林学園役員報酬規程

令和３年３月６日制定

（目的）

第１条　この規程は、学校法人桜美林学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第60条第１項の規定に基づき、役員の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程の用語を次のとおり定める。

（１）役員とは、寄附行為に定める常勤又は非常勤の理事及び監事をいう。

（２）常勤とは、学校法人桜美林学園（以下「法人」という。）において勤務することが常態の場合をいう。

（３）非常勤とは、前号以外の場合をいう。

（４）役職とは、寄附行為第13条第２項に定める理事長及び同条第３項に定める常務理事をいう。

（５）職員とは、法人の専任職員として給与が支給されている者をいう。

（６）役員の報酬等とは、報酬、賞与、特別功労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員として支給される給与及び退職金を含まない。

（７）費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第３条　常勤役員のうち、理事長、常務理事、常勤監事に対して、月額報酬及び賞与を支給する。

２　前項の者を除く常勤役員及び非常勤の役員に対しては、月額報酬を支給する。

３　理事選任機関、評議員選考委員会、理事・評議員協議会及び設置校長選考委員会の構成員に選任された役員に対しては、１会議当たり20,000円（税込）の日当を支給する。ただし、常勤役員の場合には支給しない。

４　役員がその在職中において、法人のために特に功績顕著と認められた場合に特別功労金を退任時に支給することができる。

（役員報酬総額）

第３条の２　役員報酬総額は前年度の教育活動収入から経常費補助金を控除した金額の１％を上限とし、その範囲内で国立大学法人の報酬水準を参考に、第３条に規定する各報酬等について理事会が決定する。

（報酬の算定方法）

第４条　常勤役員の報酬は、別表第一に定める額を支給する。ただし、理事役職が理事長又は常務理事であり、かつ職員役職が設置校長、副学長相当、学園事務局長又は事務職員部長である者は、職員業務と役員責任を調整した別表第二に定める額を支給する。

２　非常勤役員の報酬は、別表第三に定める額を支給する。

３　第３条第４項の特別功労金の額は、別表第四に定める範囲内で支給する。

（役員賞与の算定方法）

第５条　役員賞与の支給基準日（以下「基準日」という。）は、就任日の翌日以降に開催される定時評議員会の終結の時、支給対象は、基準日に在任していた理事長、常務理事及び常勤監事とし、支給額は理事会が決定する。

２　役員賞与の算定期間は、基準日となる定時評議員会の終結の時から前年の定時評議員会の終結の時までの期間とする。

３　理事長及び常務理事の支給額は、理事会による役員評価結果を反映し、別表一及び別表二の賞与基準額の100分の25の増減範囲内で増減した額とする。

４　算定期間の途中から就任した理事長及び常務理事への支給額は、前項の支給額に３か月に１回以上行われる職務執行状況報告の回数に応じた別表第五の支給率を乗じた額とする。なお、職務執行状況報告が３か月に２回以上行われた場合、当該期間における報告回数は１回とみなす。

５　常勤監事の支給額は、別表一の賞与基準額とする。

６　算定期間の途中から就任した常勤監事への支給額は、次の算式による。

$$\text{賞与基準額} \times \frac{\text{就任日の翌日～基準日となる定時評議員会の開催日までの日数}}{\text{前年の定時評議員会の開催日の翌日～基準日となる定時評議員会の開催日までの日数}}$$

７　寄附行為第７条第２項、第９条第４項第２号（辞任）若しくは同項第３号（死亡）の規定により退任した理事長及び常務理事又は第24条第３項第２号（辞任）若しくは同項第３号（死亡）の規定により退任した常勤監事に対しては、本条第１項の規定にかかわらず、賞与を支給する（死亡により退任した者にあっては、その遺族に支給する）。この場合における支給額の算定は、次の各号に定めるところにより算定した額とし、第６条の規定にかかわらず、退任後１か月以内に支給する。

（１）理事長及び常務理事については、本条第４項「途中から就任した」とあるのは「途中で退任した」に読み替えて、同項の規定を準用する。

（２）常勤監事については、本条第６項の規定を準用する。この場合において、同項の算式中「就任日の翌日～基準日となる定時評議員会の開催日までの日数」とあるのは、「前年の定時評議員会の開催日の翌日～退任日までの日数」と読み替えるものとする。

（報酬等の支給方法）

第６条　役員の報酬等の支給日、支給方法については、以下のとおりとする。

（１）月額報酬の支給日は、原則として毎月25日とし、その日が休日のときは前日とする。

（２）賞与は７月に支給する。

（３）特別功労金は支給することが決定後速やかに支給するものとする。

（４）報酬等は現金通貨で直接本人に全額（法令で定められたものは控除する。）を支払う。ただし、本人の承諾あるとき又はやむを得ない事情があるときは、本人の銀行預金口座への振込み又は銀行小切手をもって支給することができる。

（費用）

第７条　役員等に交通費又は出張旅費等を支給する。

（１）常勤役員の交通費は、学校法人桜美林学園給与規程第９条を準用するものとする。

（２）非常勤役員が、理事会及び評議員会等に出席した場合の交通費は、１日につき10,000円を支給する。ただし、オンラインでの出席の場合は支給しない。

（３）交通費実費が前号の金額を上回る場合は、実費を支給する。

（４）役員等が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。出張旅費の額は、学校法人桜美林学園海外旅費規程及び学校法人桜美林学園内国旅費規程を準用するものとする。

（５）役員等が職務執行のために必要な旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（公表）

第８条　法人は、この規程を法人のホームページに公表する。

（補則）

第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

（改廃）

第10条　この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附　則

１　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

２　令和２年４月１日制定の学校法人桜美林学園役員報酬の支給の基準は、廃止する。

３　平成８年４月１日制定の学校法人桜美林学園役員等報酬規程は、廃止する。

附　則

この規程は、令和６年３月25日から施行する。

附　則

１　この規程は、令和７年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

２　施行日前の退任慰労金対象者である常勤役員に対し、報酬月額の12ヶ月を上限とする範囲で定める退任慰労金を退任時に支給する。

附　則

この規程は、令和７年11月27日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年10月27日から施行する。

別表第一　常勤役員　（単位　円）

役員区分	常勤区分	役職区分	職員区分	報酬月額	賞与基準額
理事	常勤	理事長	―	1,300,000	7,200,000
理事	常勤	理事長	職員兼務	400,000	2,400,000
理事	常勤	常務理事	―	850,000	4,800,000
理事	常勤	常務理事	職員兼務	250,000	1,200,000
理事	常勤	―	職員兼務	150,000	―
監事	常勤	―	―	650,000	3,000,000

別表第二　常勤役員（役職兼務）

役員区分	常勤区分	役職区分	職員区分	報酬月額	賞与基準額
理事	常勤	理事長	職員役職兼務	350,000	1,800,000
理事	常勤	常務理事	職員役職兼務	200,000	600,000

別表第三　非常勤役員

役員区分	常勤区分	役職区分	職員区分	報酬月額
理事	非常勤	常務理事	―	350,000
理事	非常勤	―	―	150,000
監事	非常勤	―	―	150,000

別表第四　特別功労金

理事	退任時の報酬月額 × 役員在任年数 の範囲内で定める
監事	退任時の報酬月額 × 役員在任年数 の範囲内で定める

別表第五 役員賞与（理事長及び常務理事）

職務執行状況報告回数	支給率
４回	100%
３回	75%
２回	50%
１回	25%